

ID: 5636

担当部署:子ども若者部幼児教育・保育課

処分の概要	特定乳児等通園支援事業者の確認の取消し等		
法令名 根拠条項	子ども・子育て支援法第54条の3		
法令番号	平成24年法律第65号		
【基準】 子ども・子育て支援法第五十四条の三の規定による。 (準用) 第五十四条の三 第四十四条から第五十四条までの規定(第四十五条第二項を除く。)は、前条第一項の確認を受けた者(以下「特定乳児等通園支援事業者」という。)について準用する。 この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。			
備考			
設定年月日	令和8年2月1日	最終変更年月日	令和8年2月1日